

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、関連する事項がございますのであわせて審議いたしますがよろしいでしょうか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	<p>異議なしの声をいただきましたので、合わせて審議いたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推3番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、7月21日に大野忠司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下赤工字長尾地内にある畑2筆、面積215㎡でございます。</p>

農地の現況は低草が繁茂しており、樹高4メートル程度のゆずの木が1本生えている状況です。

譲受人は農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では令和5年度中は土地の耕作及び肥料散布を実施し、1年後の令和6年度からキュウリ、トマト、ジャガイモなどの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については自宅と隣接地したところにありますので特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適切であると思います。

次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、7月21日に大野忠司委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下赤工字長尾地内にある畑2筆、面積215㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されております。

周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適切であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、都内にあります両親の住まいに妻と申請人の両親の4人で居住をしています。

譲受人の農作業経験については、10年以上の経験があります。

譲受人からは令和5年度中は土地の耕作及び肥料散布を実施し、1年後の令和6年度からキュウリ、トマト、ジャガイモなどの露地野菜の作付けを行うといった作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自宅の隣接地ですので、問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。

1つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況及び作業員数から申請地での農作業が可能か否かについては、作業員数2名であり、また、耕うん機1台、刈払機1台を所有しており、問題はございません。

3つ目、農地所有適格法人に関することですが、申請者は法人ではありませんので該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事するか否かについては、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請地を取得したのちに、周辺農業への影響があるか否かについては、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、都内にあります両親の住まいに妻と申請人の両親の4人で居住をしています。

申請人は夫婦ともに、自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、住まいについては中古住宅に居住することを希望しておりました。

候補地を探していたところ、申請地であれば土地には既存住宅があり、隣接地には農地もあることから、希望する条件に見合う土地であったため購入を決めたとのことでした。

申請年月日は、令和5年7月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、その他に対し、全額自己資金にて対応するとのことに関係書類等の確認をしております。

2つ目、申請農地の地権者以外の小作人等の利害関係者の同意の有無についてですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、事業計画等から、転用目的が許可後に実効されるか否かについて、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の許認可等の実現性について、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みです

	<p>が、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、農地以外の土地と一体利用の見込みについてですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、土地利用計画の規模が、理由書等から妥当か否かについてですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、申請事業が造成のみで終わらないか否かについて、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響について、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました大野忠司委員何かございますか。</p>
1 番	<p>同行して調査しましたが、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか</p>
8 番	<p>この申請は、農ある暮らし飯能住まい制度を活用したものですか。</p>
事務局	<p>申請地は対象エリアではありません。</p>
8 番	<p>今回の農地転用の申請は、駐車場としての申請ですか。</p>
事務局	<p>既存宅地と一体利用して、住宅敷地とするものです。</p>
8 番	<p>申請人の農業経験は、どの程度ですか。</p>
事務局	<p>申請人の両親が都内に農地を所有しており、申請人もその農地で農作業をしているため、申請人の農業経験については、10年以上の経験があります。</p>
5 番	<p>申請人の年齢を教えてください。</p>
事務局	<p>申請人の年齢ですが、夫が45歳で妻が35歳です。</p>
5 番	<p>今回の申請で転入して来られる方は、ご夫婦のみですか。</p>

事務局	<p>今回の申請で移住されて来るのは、申請人であるこのご夫婦2名のみです。申請人のご両親は、そのまま都内の自宅に残る形となります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。 整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。 経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。 販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。 整理番号2番の方は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定になります。 今回、中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は所有者6名、筆数は7筆、面積は8, 117㎡になります。 利用権の種類および設定期間については貸付人ごとに異なります。</p>

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。  
説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

6番

農地の賃借料の金額設定は、どのようにして決めているのでしょうか。

事務局

賃借料の金額設定は、借受側と貸付側とで決めています。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。  
続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について、ご説明いたします。

こちらは、議案第3号農用地利用集積計画（案）における農地中間管理事業に基づく利用権設定に伴う案件でございます。

今回設定する農地は、筆数は7筆、面積は8, 117㎡になります。  
設定する権利の種類および設定期間については筆ごとに異なります。

設定を受ける者は、2年間の研修期間を経て明日の農業担い手育成塾を卒塾し、新規就農者として営農を開始しております。

自然栽培をベースとした少量多品目での経営を考えられております。

販路としては、個人宅への配送やレストランへの卸しです。

このような実績からも今回の農地の貸付が最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については農業委員会として意見書を農地中間管理機構に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和5年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。